

本委員会の開催理由

路線の休止を行う場合は、道路運送法第15条の2に基づき、休止日の6ヵ月前までに届出を行う必要がありますが、今回の議題である事業については、令和6年度以降の方針を判断するにあたり、直近までの運行実績を考慮しながら検討する必要がございました。

つきましては、同法施行規則第15条の4に基づき、旅客の利便を阻害しないと認められる国土交通省令で定める場合にあつては、本協議会において協議が調った場合にあつて、その旨を記載した書類を提出することにより、休止日の30日前までに届出を行うことが可能となっていることから、本委員会設置要綱第3条第4号に基づき、委員会を開催するものです。

議案の説明資料

議案 (1)和泉市周遊観光バス(ミュージアムタウンループ)における
令和6年度以降の事業廃止に伴う路線休止について

【趣旨】

和泉市周遊観光バス(ミュージアムタウンループ)について、直近までの乗車実績、運送費用及び運送収入を考慮した結果、今後、より効果的に事業趣旨を果たすためには、事業の実施手法を変更する必要性があると判断しました。

その結果、令和6年度以降においては本事業を廃止し、本事業の代替案として、ツアー形式による期間を限定した運行の実施を検討していくとの考えに至りました。

つきましては、令和6年度以降の事業廃止に伴う路線休止について、ご審議いただくものです。

【資料1】事業概要について

和泉市周遊観光バス(ミュージアムタウンループ)について、事業概要を整理したものです。

【資料2】運行実績について

和泉市周遊観光バス(ミュージアムタウンループ)について、運行開始時(令和4年度)から令和5年度12月における運行実績を整理したものです。

令和4年度と令和5年度12月までの実績を比較できるよう並べて表記しています。

【参考資料1】令和4年度チラシ

【参考資料2】令和5年度チラシ

和泉市周遊観光バス(ミュージアムタウンループ)の周知を目的として作成したものです。